



公告第 38 号

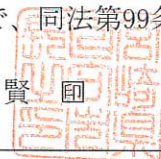
公売公告兼見積価額公告

令和8年9月4日

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたので、同法第95条の規定により公告します。また、同法98条の規定により公売財産の見積価額（最低公売価額）を決定したので、同法第99条の規定により公告します。

日向市長 西村

賢 印



公売財産・公売保証金・見積価格	売却区分	公 売 財 産		公売保証金	見 積 価 額 (最低公売価額)	
		名称、性質、所在、地上権等の内容 その他	数 量			
		別紙1 公売財産明細書を参照				
	※ 図面、写真、権利等の関係資料は日向市役所収納課で閲覧できます。					
(注) 1 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。 2 見積価額（最低公売価額）欄に※印のあるものは、その見積価額（最低公売価額）が該当物件にも貼り付けてあります。						

公 売 方 法		期間入札			
公 売 開 始 日 時		令和8年10月27日			
公売締切りの日時		令和8年10月29日			
開 札		令和8年11月5日 午前10時30分			
公 売 場 所		日向市役所、延岡市役所、小林市役所、高鍋町役場、川南町役場、木城町役場、宮崎県電子申請システム			
最高価申込者決定	日時	令和8年11月5日 午前11時30分		場所	県防災庁舎56号室
売 却 決 定	日時	令和8年11月25日 午前10時		場所	日向市役所
代 金 納 入 期 限		令和8年11月25日 午後2時			
追加入札について（開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合は以下のとおり）					
公 売 方 法		期日入札			
公売日時	入 札	令和8年11月12日 午後1時00分から午後2時00分まで			
	開 札	令和8年11月12日 午後2時01分			
公 売 場 所		日向市役所			
最高価申込者決定	日時	令和8年11月12日 午後2時20分		場所	日向市役所
売 却 決 定	日時	令和8年11月19日 午前10時		場所	日向市役所
代 金 納 入 期 限		令和8年11月19日 午後2時			



買受人について資格その他の要件	国税徴収法の規定により一部制限がある。 日向市暴力団排除条例第2条第1号から第5号までに該当する者は、買受人になれない。
-----------------	---

その他の	1 見積価額に達した入札者等がない場合は、直ちに再度入札を実施することがある。
	2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は買受人の負担とする。
	3 この公売財産は現況を優先し、面積は登記簿によるものとする。
	4 入札者等は上記の入札保証金を納付した後でなければ、入札等を行うことができない。
	5 最高価申込者の決定は入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上でかつ最高の価額であるものに対して行う。
	6 国税徴収法第104条の2の規定に該当する場合には、次順位による買受けの申込ができる。
	7 滞納市税等の完納が証明された場合など、場合により公売を中止することがある。
	8 その他入札等についての注意事項は公売公告別紙2を参照すること。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当市収納課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当市収納課に用意してあります。

注意	1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（3か月目の日又は地方税法第19条の4第3号に規定する期日のうち、いずれか早い期日まで）に、市長に審査請求をすることができます。 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求に対する裁決を経た後は、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として（訴訟において市を代表する者は日向市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
----	--